

## ○南陽市情報セキュリティ規則

### 1 目的

この規則は、市が保有する情報資産に係る機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を総合的、体系的かつ具体的に定めることにより、市民の財産及びプライバシー等を守り、安全で安定的な行政事務を組織的かつ継続的に実施するために、市における情報セキュリティ対策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることを目的とする。

### 2 定義

この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関 市長（公営企業及び財産区を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 職員 市の情報資産に接するすべての職員をいう。（非常勤職員及び会計年度任用職員等を含む。）
- (3) 受託者 市から情報資産の取扱いを委託された事業者（受託事業者から再委託を受けた事業者を含む。）又は契約に基づき、情報資産の取扱いを含むサービスを市へ提供する事業者をいう。
- (4) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (5) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (6) 情報資産 情報システム並びに情報システムの開発、保守及び運用に係るすべての情報並びに情報システムで取り扱うすべての情報をいう。ただし、情報の重要性に鑑み、紙等の有体物に出力された情報も含む。
- (7) 情報端末 情報システムを利用し、又はその他情報資産を扱うパソコン及びタブレットをいう。
- (8) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (9) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (10) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (11) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (12) 情報セキュリティポリシー 基本方針及び南陽市情報セキュリティ対策基準（令和8年訓令第3号）をいう。
- (13) ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ） 特定又は不特定多数の利用者が必要とする情報システムの機能をネットワークを介してサービスとして提供し、サ

サービスの利用の対価として利用者からサービス利用料を受け取る事業又は事業者をいう。

- (14) データセンター 顧客のサーバを設置し、ASP のサービスによる業務システムへの接続やデータ保管又は保守運用サービスなどを提供する施設をいう。
- (15) マイナンバー利用事務系 個人番号利用事務（社会保障、地方税又は防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。
- (16) LGWAN 接続系 LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く）。
- (17) インターネット接続系 インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (18) 通信経路の分割 LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信のみを許可できるようにすることをいう。
- (19) 無害化通信 インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

### 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

### 4 適用範囲

- (1) 情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、市の実施機関及びデータセンターにおいて、市が保有する情報資産並びに情報資産を取り扱う職員及び受託者に適用する。
- (2) 本ポリシーが対象とする情報資産は次のとおりとする。
  - ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
  - イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
  - ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

## 5 職員等の責務

### (1) 職員の責務

職員は、情報セキュリティの重要性について共通認識を持ち、業務の遂行にあたっては、本ポリシーを遵守しなければならない。また、情報資産の利用及び保管にあたっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令に定められた事項を遵守し、情報資産及び情報システムを適切に取り扱わなければならない。

### (2) 懲戒処分等

本ポリシーに違反した職員は、当該違反により生じた結果の重大性及び当該違反の態様の悪質性等の状況に応じて懲戒処分等の対象となる場合がある。

### (3) 受託者の遵守義務

受託者は、情報セキュリティの重要性を認識し、受託した業務の遂行又はサービスの提供にあたっては、本ポリシーを遵守しなければならない。

## 6 情報資産への脅威

情報セキュリティ対策を実施するにあたり、特に認識すべき情報資産への脅威は、次のとおりとする。

### (1) 外部者の脅威

外部の者による故意の不正アクセス又は不正操作による情報資産の破壊、改ざん、消去、持ち出し、盗難その他の行為

### (2) 職員等の脅威

職員又は受託者による故意の不正アクセス又は不正操作による情報資産の破壊、改ざん、消去、持ち出し、盗難その他の行為及び規定外の端末接続による情報資産の漏えい

### (3) 災害等の脅威

地震、落雷、火災等の災害による事故又は故障等による業務の停止

## 7 情報セキュリティ対策

情報資産への脅威から保護するための基本的な情報セキュリティ対策は、次のとおりとする。

### (1) 情報セキュリティ管理体制

本ポリシーで定める情報セキュリティ対策を推進及び管理するため、南陽市情報セキュリティ委員会を設置する。

### (2) 情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

### (3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の3段階の対策を講じる。

ア マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持出不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

イ LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合は、無害化通信を実施する。

ウ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。また、高度な情報セキュリティ対策として、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

#### (4) 人的セキュリティ対策

職務上付与された権限管理の徹底、情報セキュリティに関する職員等の責務、本ポリシーの啓発、教育及び情報資産への侵害等が発生した場合の報告義務等の必要な対策を行う。

#### (5) 物理的セキュリティ対策

行政情報室への不正な立ち入り及び損傷、破壊、盗難等並びに自然災害等から情報資産を保護するために必要な対策を行う。

#### (6) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセスやコンピュータウイルス等から保護するため、ネットワーク管理、アクセス制御、ウイルス対策及び受託者への改善指示等の必要な対策を行う。

#### (7) 運用面に関するセキュリティ対策

情報資産を適切に保護するため、本ポリシーの遵守状況の確認、ネットワークの監視、緊急事態に対応するための危機管理対策及び受託者における情報セキュリティポリシー遵守状況の確認と改善指示等の運用面に関する必要な対策を行う。

#### (8) 業務委託と外部サービスの利用

ア 業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

イ 外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

### 8 情報セキュリティ対策基準

情報セキュリティ基本方針を実行するために、すべての情報システムに共通する遵守すべき行為及び判断等の基準となる情報セキュリティ対策基準は、別に定める。

### 9 情報セキュリティ実施手順

個々の情報資産を保護するため、情報システムごとに情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な情報セキュリティ実施手順は、別に定める。なお、情報セキュリティ実施手順は、公開することにより行政運営に重大な支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。

### 10 情報セキュリティの監査、評価及び改定

本ポリシーの実効性を検証するための監査及び自己点検を実施するとともに、新たな情報セキュリティ対策に対応する改定を実施するものとする。

#### 1.1 その他

この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。